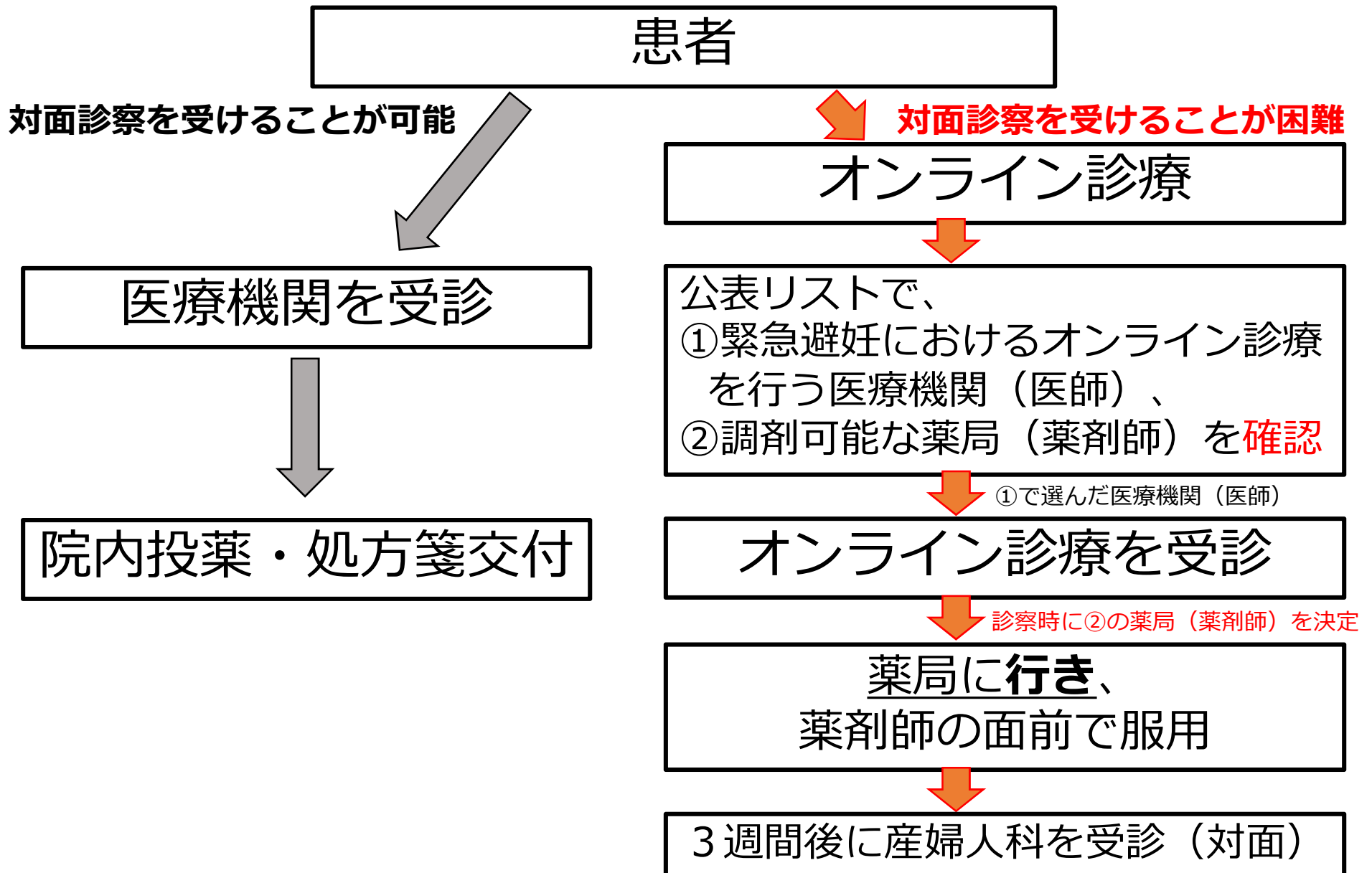


オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤について

今般、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」において、緊急避妊に関わる診療については、産婦人科医又は厚生労働省が指定する研修を受講した医師が初診からオンライン診療を行うことは許容され得ることが示されました。

緊急避妊に関するオンライン診療の実施にあたっての薬剤師・薬局の対応としては、オンライン診療を受診した女性が薬局で調剤を受ける際、緊急避妊薬に関することや性に関する教育についての研修を受講した薬剤師が対応すること、来局した女性に薬局において薬剤師の面前で服用させること（プライバシーへの十分な配慮や服用する為の飲料水の準備なども行う）、より確実な避妊方法に関する適切な説明、産婦人科医による直接の対面診療を約3週間後に受診することの説明等を来局した女性に行うこと、になります。研修を受講した薬剤師及び薬局のリストは厚生労働省のHPに医師のリストと共に掲載されます。

緊急避妊薬の交付までの流れ



公表リストの情報

2020年4月以降、厚生労働省のホームページで

医療機関

緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科等の医療機関

- ・ 施設名
- ・ 所在地
- ・ 電話番号
- ・ ウェブサイトURL
- ・ オンライン診療の可否
- ・ 産科、婦人科、産婦人科の標榜の有無
- ・ 対面診療への対応可能時間帯
- ・ 常時の緊急避妊薬の在庫の有無
- など

(都道府県宛、令和元年9月13日付、医政地発0913第1号・医政医発0913第1号)

薬局

オンライン診療における緊急避妊薬の調剤が可能な薬局

- ・ 薬局名
- ・ 薬局所在地
- ・ 電話番号
- ・ FAX番号
- ・ 開局時間
- ・ 研修修了薬剤師の氏名
- ・ 研修修了薬剤師の性別
- など

詳細は現在調整中